

東日本大震災復興支援の法整備と第二次補正予算の早期 編成を求める意見書

本年3月11日に発生した東日本大震災は、日本の観測史上最大のマグニチュード9.0を記録した。同時に発生した巨大津波は、東北地方や北海道に至る太平洋沿岸の広い地域に甚大な被害をもたらし、尊い人命が数多く失われ、いまだに多くの方が行方不明になっている。被災された方々は、今なお不自由な避難生活を余儀なくされており、一日も早い生活再建と復旧・復興が強く求められる。

本格的な復興のために、被災地への復興支援の実施とともに、日本全体に影響を及ぼす経済的打撃を克服し、既存原発の安全確保、新たな地震対策など、政府が具体的に総合的な復興ビジョンを策定して、復興基本法関連法案及び電力事業法等関連法案の整備を進め、具体的施策を推進していかなければならない。

あわせて、この国家的危機にあたり、政府が迅速に復旧に向けた大規模な補正予算を編成し、執行していくことが被災者に安心を与え、被災自治体が躊躇なく復興計画を具体化し、的確な事業を実施することにつながる。さらなる補正予算の編成により本格的な復興に向けた力強いメッセージを内外に発信することは、国会及び政府に課せられた重大な使命と考える。

しかしながら、政府には第二次補正予算の早期編成に取り組む姿勢が見えてこない。このことは、一刻も早く復興を願う国民の期待や、復興に向けて活動する被災された方々の思いに背を向けることであり許されるものではない。

よって、政府及び国会に対して、今般の未曾有の大震災から一刻も早い復興を実現するため、次のとおり強く要望する。

- 1 復興支援の総合的なビジョンと法整備を進めること。
- 2 第二次補正予算を編成し早期成立を図ること。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成 23 年 6 月 24 日

福生市議会議長

田 村 昌 巳

内閣総理大臣

内閣官房長官

内閣府特命担当大臣

(経済財政担当・国家戦略担当) 様

財務大臣

衆議院議長

参議院議長